

特別重点化資金申請に当たって（必ずお読み下さい）

I 【申請書提出にあたり添付資料として必要な書類】 ※申請者全員

申請した費用の根拠となる資料は全て提出してください（審査の際に参考にします）。

採択後、執行する際にも必ず根拠書類の提出が必要となります。

1. 旅費交通費（航空券・宿泊費等）を申請する場合
 - ・見積書（いつ時点の金額か記載）又は予約票等
 - ・宿泊するホテル等の見積書又は予約票等
2. 謝金（報酬）を申請する場合
 - ・人数、所属、金額、日数、詳細な依頼内容を別紙にて提出ください（形式自由）。
 - ※航空券・宿泊費を含んで報酬として先方に渡す場合も航空券・宿泊費の見積が必要です。
3. 人件費を申請する場合
 - ・人数、所属、時給、日数、詳細な依頼内容を別紙にて提出ください（形式自由）。
4. 学会での発表に係る費用を申請する場合 ※学生が国際会議で発表する場合
 - ・学会参加プログラム及び発表者の氏名がわかるもの（参加申込のメール等でも可）。※
 - ※採択日前の執行は認められないため、入金をしないと発表が受理されない学会の場合には、事前にご相談ください。
 - ・航空券・宿泊費の見積書又は予約票等（日程と金額が記載されているもの）
5. シンポジウムを開催する場合
 - ・開催計画書、案内等

※その他、上記以外に申請経費がある場合は計上した経費の詳細がわかる資料を必ず添付ください。

II 【注意事項】

<事業共通の注意事項>

- 専任教員のみをメンバーとする事業を申請対象とします。
- 採択日から経費執行が認められます。それ以前の経費執行は認められませんのでご注意ください。
- 特別重点化資金は、全ての申請事業について、原則として他の予算との合算ができません（不足する予算を他の予算からの支出で補うことはできません）。ただし、学生の国際会議等での発表支援において予算不足となる場合に限り、学科研教、院研教の奨学費として不足分の合算を可能といたします。
- 特別重点化資金以外に学内公募競争的資金等（総合研究所、大学院学生特別研究奨励金、学生の海外短期研修教員引率費用等）で、原則として同一内容で重複して申請を行わないでください。
- 採択決定後は、申請書の研究計画に沿った研究費の使用をお願いいたします。
- 申請した経費の金額変更は配分額の範囲内で可能ですが、費目の変更及び申請した費目以外の支出はできません。
- 申請した事業は減額して採択されることがあります。採択後、必ず配分額の確認をお願いいたします。
- 招聘旅費は国外居住者に対し、航空運賃および日本滞在日数1日当たり18,000円を上限として滞在費（宿泊・日当）を支払うことができます。
- 費目に対する用途を出来るだけ詳細に記載してください。
- 各事業において、メンバーの変更は原則としてできません。
- 特別重点化資金は、学術研究員及び客員研究員は申請することができません。

<事業内容別の注意事項>

1. クロス・サイエンス（学部学科間連携研究）に対する支援

- ・学内の2人以上の異なる学科所属の専任教員による共同研究を対象とします。
- ・同一学科内での複数の研究者による共同研究は対象外とします。
- ・研究成果は論文として2年以内に発表することを必須とします。
- ・配分額は1件あたり100万円を上限とします。（総額：400万円）

2. 外国に在住する研究者の招へい・国際シンポジウム

①外国に在住する研究者を招へいする場合

- ・3週間前までに研究支援課にご相談ください。
- ・招聘研究者による、本学学生を対象とした講演活動（開催場所は本学）を必ず含めてください（授業でのゲストスピーカーを含む）。
- ・招聘者の旅費（航空券）支払は可能な限り、旅行会社等で手配を行い、「請求書払い」としてください。※税金の取扱いが変わる場合があります。

※海外からの招聘については、大学関係研究費等の支出取扱について詳しい記載がございますので、申請される際は必ずご確認ください。

②国際シンポジウムを開催する場合

- ・他団体と共催の場合も申請することができます。
- ・シンポジウム開催時には、チラシや案内など全ての媒体に、「主催（または共催）：日本女子大学特別重点化資金」の文言を必ず含めてください。
- ・懇親会を開催する場合は、必ず事前に研究支援課にご相談ください。研究目的の経費ですので、アルコールの有無の他（アルコールは支出不可）、懇親会費として支出可能な内容かどうか、確認させていただきます（事前にご相談がない場合は、特別重点化資金からの支出ができない場合がありますのでご注意ください）。
- ・申請事業1件あたりの配分金額に制限はありません。（総額：450万円）

3. 本学学生（学部生・大学院生）の国際会議等での発表支援

- ・申請は前期・後期の年2回可能とします。
- ・前期で採択された者は後期の申請を不可としますが、前期で不採択の者は後期の申請を可とします。
- ・海外渡航の際には、海外旅行保険加入が必須となっています（同意書の提出：出張稟議へ添付のこと）。事前に同意書の提出がない場合は、本資金からの支出ができませんのでご注意ください。
- ・保険料は支出できませんのでご注意願います。
- ・日本国内で開催される国際会議等への参加も申請することができます。
- ・大学院特別研究奨励金の申請・採択状況を審査の参考とさせていただきます。
- ・審査にあたっては、評価の高い方から順に、①審査有りの口頭発表、②審査有りのポスター発表、③審査無しの口頭発表、④審査無しのポスター発表とします。
- ・配分額は1人あたり20万円を上限とし、採択は前期・後期100万円ずつとします。（総額：200万円）
- ・前期の採択が100万円に満たなかった場合は、後期に未充足分を加えて募集することとします。
（例： 前期：90万円採択 → 後期：110万円募集）